

届出事項及び添付書類

種別及び条件	老人デイサービスセンター	老人デイサービス事業
	・単独で設置する場合	左記以外の場合
	・他施設等に併設する場合は、食堂、機能訓練室及び静養室を専用の設備で有するもの	
	老人短期入所施設	老人短期入所事業
単独で設置する場合	左記以外の場合	
対象となる様式	様式第4、様式第7、様式第9	様式第1、様式第2、様式第3

開始・設置の場合	届出様式	様式第4	様式第1
	添付書類	建物の規模及び構造並びに設備の概要 条例（市町村の場合） 運営規程 収支予算書	条例（市町村の場合）
	提出時期	あらかじめ	あらかじめ

根拠法令：老人福祉法第15条第2項、老人福祉法施行規則第1条の14
根拠法令：老人福祉法第14条、老人福祉法施行規則第1条の9

※ 登記事項証明書は令和7年4月1日から添付不要となりました。

変更の場合 ○のある項目は届出が必要です	届出様式		様式第7	様式第2
	変更項目	1 事業の種類及び内容の変更		○
		2 経営者の氏名及び住所の変更（法人の場合、法人名称及び主たる事務所の変更）		○
		3 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類の変更		○
		4 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更	○	
		5 施設の名称、種類の変更	○	
		6 所在地の変更	○	○
		7 施設長又は管理者（主な職員）の変更	○	○
		8 事業を行おうとする区域の変更	○	○
		9 定員の変更（短期入所施設のみ）	○	○
提出時期		変更の日から1か月以内	変更の日から1か月以内	

根拠法令：老人福祉法第15条第2項、老人福祉法施行規則第1条の14
根拠法令：老人福祉法第14条の2、老人福祉法施行規則第1条の10

- 備考 1 「登記事項証明書又は条例」「職員の定数及び職務の内容」の変更は届出の必要はありません。
2 変更に係る添付書類はありません。

廃止・休止の場合	届出様式	様式第9	様式第3
	添付書類	/	
	提出時期	休止及び廃止の日の1か月前まで	休止及び廃止の日の1か月前まで

根拠法令：老人福祉法第16条、老人福祉法施行規則第4条の2
根拠法令：老人福祉法第14条の3、老人福祉法施行規則第1条の11